

23. 21

平成15年7月1日以後にされた出願に際して願書に改正前の方式で作成された明細書が添付されている場合等の取扱い
(特・実)

1. 改正前の方式でなされた出願の取扱い

特許法等の一部を改正する法律（平成14年法律第24号。以下「平成14年改正法」という。）附則第1条第2号の規定による法施行日（平成15年7月1日。以下「施行日」という。）以後にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にする出願であって、特許法第44条第2項^{*1}及び実用新案法第10条第3項の規定により施行日前にしたものとみなされるものを含む。）に際して、改正前の特許法第36条第3項（実5条3項）の規定による方式に基づいて作成された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）を含む明細書が添付されている場合は、特許法第17条第3項（実2条の2第4項）の規定による手続補正指令の対象とはしない。

この場合において、改正前の方式に基づいて作成された明細書に記載された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）は、改正後の特許法第36条第2項（実5条2項）に規定する願書に添付して提出された特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）として取り扱う。

2. 平成15年6月30日以前にされた外国語書面出願について施行日以後に改正後の方式で翻訳文が提出された場合の取扱い（特）

平成15年6月30日以前にされた改正前の特許法第36条の2第1項の外国語書面出願について、施行日以後に改正後の特許法第36条の2の規定による方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文が提出された場合は、特許法第17条第3項の規定による手続補正指令の対象とはしない。

この場合において、改正後の方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文に記載された特許請求の範囲は、改正前の特許法第36条の2第4項の規定により改正前の特許法第36条第2項に規定する願書に添付して提出されたものとみなされる明細書に記載された特許請求の範囲として取り扱う。

なお、平成14年改正法附則第3条第1項の経過措置により施行日前にされた外国語書面出願について施行日以後に提出される外国語書面の翻訳文については、改正前の方式が適用される。

3. 電子情報処理組織を使用して改正前の方式でした出願等の補正の取扱い

施行日以後に電子情報処理組織を使用して行った出願に際して、改正前の方式に基づいて作成した明細書を添付した場合（施行日から2月の間に出願を行うものに限る。）、その明細書の補正については、改正前の手続補正書の記載要領に従って行うものとする。

また、施行日前にした外国語書面出願について施行日以後に改正後の方式に基づいて作成された外国語書面の翻訳文を提出した場合には、その明細書の補正については、改正後の手続補正書の記載要領に従って行うものとする。

4. 書面により改正前の方式でなされた出願の取扱い

施行日以後に書面の提出により行われた出願に際して、改正前の方式に基づいて作成された明細書が添付されている場合には、ファイルへの記録時に職権で改正後の方式に基づく明細書及び特許請求の範囲(実用新案登録請求の範囲)に訂正を行い、出願人にその旨の通知を行うものとする。

(改訂平成23・11)

※¹ 特44条2項：特46条5項、実11条1項において準用